平成２５年（フ）第５８３号
仙台市泉区上谷刈３丁目16番８―103号
債務者　遠藤由加里
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
仙台市宮城野区新田４丁目14番５号　スターブルMK102
債務者　橋本　研一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６１４号
仙台市宮城野区新田２丁目３番26号　東仙台ガーデンハイツⅣ303
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６２５号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目15番27号　エクセルシャトーS102
債務者　久保　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６４１号
仙台市宮城野区幸町５丁目５番１―202号
債務者　木幡　　弘
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
秋田県大館市東台６丁目２番27号、前住所埼玉県戸田市川岸３丁目５番15―206号
債務者　富樫真菜美
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１３５号
茨城県つくば市若栗1022―６　ＣＬＡＩＲⅡ103号室、住民票上の住所東京都墨田区押上１丁目43番12号
債務者　工藤　和弘
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８２号
茨城県土浦市乙戸542番地６
債務者　齋藤　智也
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８３号
茨城県土浦市乙戸542番地６
債務者　齋藤　奈々
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９１号
茨城県土浦市小松１丁目24番45号　ロイヤルレジデンス206、前住所茨城県土浦市小松１丁目21番27号
債務者　岡野　　孝
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０６号
茨城県土浦市おおつ野６丁目８番２号
債務者　デ　ソウザ　エリゼウ　フランシスコ
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０７号
茨城県稲敷郡阿見町大字上長183番地６
債務者　内田　克巳
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１５号
茨城県かすみがうら市下稲吉3285―３　バーシア七福201、住民票上の住所千葉県香取郡東庄町笹川い1439番地３
債務者　多田　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２２号
茨城県稲敷郡阿見町中央７丁目４番19号
債務者　鎌田　和江
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３２号
茨城県つくば市真瀬1405番地２　205号
債務者　廣瀬　寿夫
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
茨城県古河市東山田713番地、住民票上の住所栃木県小山市大字間々田2453番地187
債務者　大久保秀明
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２０３号
茨城県猿島郡境町2177番地26
債務者　髙橋　良一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部